五　指定都市の設置する小学校等、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市の設置する共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額等について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各指定都市ごとに算定した額の合計額

第三条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「なった都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一号中「算定総額」を「都道府県算定総額又は指定都市算定総額」に改め、同条第二号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

2　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の項を次のように改める。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）	第一条第四号	義務教育学校を	義務教育学校並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを
	第一条第五号	第十三号	以下この号及び第十三号
		減じた数	減じた数と都道府県立の中学校等（特定公立国際教育学校等に該当するもの（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校等（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程の管理に要する経費（教職員に係る給料の調整額等に相当するものに限る。）の合計額
	第一条第七号	減じた数	減じた数と都道府県立の特定公立国際教育学校等の栄養教諭等の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第一条第九号	減じた数	減じた数と都道府県立の特定公立国際教育学校等の事務職員の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第一条第十二号	以下	特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下
	第一条第十三号	減じた数	減じた数と指定都市の設置する特定公立国際教育学校等の校長及び教諭等の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第一条第十五号	減じた数	減じた数と指定都市の設置する特定公立国際教育学校等の栄養教諭等の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第一条第十七号	減じた数	減じた数と指定都市の設置する特定公立国際教育学校等の事務職員の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第二条第一項第五号	次項第五号	以下この号及び次項第五号
		次項第五号	次項第五号（特定公立国際教育学校等に該当するもの（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程の管理に要する経費（教職員に係る給料の調整額等に相当するものに限る。）
	第二条第二項第五号	給料の調整額等	給料の調整額等並びに指定都市の設置する中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校等（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程の管理に要する経費（教職員に係る給料の調整額等に相当するものに限る。）

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月三日

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十六号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三